

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 15 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 14 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年12月から56年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から同年3月まで  
② 昭和55年12月から56年5月まで  
③ 昭和61年2月及び同年3月

私は、昭和50年12月末に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、61年4月に第3号被保険者となるまでの全ての期間について国民年金保険料を納付したはずである。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、Aの国民年金被保険者名簿、国民年金保険料収滞納一覧表及び特殊台帳によると、申立人は、昭和55年11月に申立期間直前の54年4月から55年11月までの国民年金保険料をまとめて納付している上、申立期間②直後の56年6月の保険料から口座振替により保険料を納付していることが上記の名簿で確認できることから、当時、申立人は未納期間の解消に努めるとともに、保険料が未納とならないよう努めていた状況がうかがえる。

また、申立期間②当時、申立人に住所変更等の事情はみられない上、当該期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

2 一方、申立期間①について、当時、申立人は両親と同居しており、両親も国民年金に加入していたと申述しているところ、Aの国民年金保険料収滞納一覧表及び特殊台帳により、当該期間前後の昭和51年7月から52年12月までの期間及び53年4月から54年3月までの期間の両親及び申立人に係る

国民年金保険料は、同一日に納付されていることが確認できるものの、申立期間①に係る保険料は、両親及び申立人共に未納と記録されている上、申立人の保険料納付に係る状況が不明であることなど、当該期間の保険料が納付されていたとの心証が得られない。

申立期間③について、B銀行C支店（現在は、D銀行E支店）の口座取引明細（申立人の夫名義）により、当該期間の国民年金保険料の口座振替は昭和61年3月末日であると推認できるところ、同口座は同年3月26日に解約されており、当該期間の保険料は口座振替されなかったものと考えられる。

また、申立人の年金手帳から、昭和61年4月にF区に住所を変更していることが確認できるが、申立人は、国民年金保険料の納付書が送られてきた記憶は特に無いと述べており、申立人が申立期間③の保険料を納付していたと推認するのは困難である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年12月から56年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成22年11月8日、資格喪失日は23年9月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については28万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年11月8日から23年9月1日まで

私は、平成22年11月8日にA社に入社し、23年8月31日まで同社と業務委託契約をした委託元の事業所の仕事をした。その後事業主と会い、遡及して同年8月31日付け退職として合意したが、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず事業主が未納にしていたことが判明した。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成22年11月8日から23年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、「私は、申立期間において、A社の社員として、同社が業務委託

契約をしたB社の取引先事業所で仕事をしていた。」と主張しているところ、雇用保険記録並びに申立人から提出された給与明細書及び給与振込先預金通帳並びにB社の担当者の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、当初、A社は平成22年11月8日付けで厚生年金保険の適用事業所になっていたところ、23年8月1日付けで申立人及び同社の事業主に係る厚生年金保険被保険者資格を取り消した上で同社の適用事業所の取消処理が行われていることが確認できるものの、同社に係る商業法人登記簿によると、同社は22年11月8日に設立され、申立期間においては法人であることが確認できる上、年金事務所は、「申立期間において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所の要件を備えており、申立人は被保険者としての要件を備えていたと考える。」と回答していることから、同社は申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成22年11月8日、資格喪失日は23年9月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社に係る給与明細書において確認できる報酬月額から、28万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成20年11月及び同年12月は34万円、21年1月は36万円、同年2月は44万円、同年3月から同年5月までは34万円、同年6月から23年8月までは36万円、同年9月から24年4月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成24年5月1日から25年9月20日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる23年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円、24年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における24年5月から25年8月までの標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年9月24日から25年9月20日まで

私がA社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額よりも低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成20年9月24日から25年9月20日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、

上記の各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成20年9月24日から24年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年5月1日から25年9月20日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

2 申立人は、A社における申立期間に係る標準報酬月額の変動について申し立てているところ、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成20年11月1日から23年12月1日までの期間及び24年1月1日から同年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成20年11月及び12月は34万円、21年1月は36万円、同年2月は44万円、同年3月から同年5月までは34万円、同年6月から23年8月までは36万円、同年9月から同年11月までの期間及び24年1月から同年4月までの期間は34万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成23年12月1日から24年1月1日までの期間について、申立人は給与明細書を保有していないが、上記の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額は、当該期間の前後の月において同額であることから、当該期間についても同様の報酬月額及び保険料控除額であったものと認められる。

したがって、平成23年12月の標準報酬月額については、上記の給与明細書において推認できる報酬月額及び保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の所在が不明で確認することはできないが、上記の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記の給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 20 年 9 月 24 日から同年 11 月 1 日までの期間については、上記の給与明細書により、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回らないことから、厚生年金特例法に基づく保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

3 申立期間のうち、平成 24 年 5 月 1 日から 25 年 9 月 20 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると 20 万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる 23 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 24 年 4 月から同年 6 月までの期間については、それぞれ標準報酬月額 36 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における平成 24 年 5 月から 25 年 8 月までの標準報酬月額を 36 万円に訂正することが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成20年7月及び同年8月、同年11月から21年2月までの期間及び22年4月から23年7月までの期間は41万円、同年8月は44万円、同年9月から24年1月までは38万円、同年2月は41万円、同年3月は44万円、同年4月から同年8月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成24年9月1日から25年9月20日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる24年4月から同年6月までは標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における24年9月から25年8月までの標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月26日から25年9月20日まで

私がA社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額よりも低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成20年6月26日から25年9月20日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、

上記の各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成20年6月26日から24年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年9月1日から25年9月20日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、A社における申立期間に係る標準報酬月額の変動について申し立てているところ、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成20年7月1日から同年9月1日までの期間、同年11月1日から21年3月1日までの期間及び22年4月1日から24年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、20年7月及び同年8月、同年11月から21年2月までの期間及び22年4月から23年7月までの期間は41万円、同年8月は44万円、同年9月から24年1月までは38万円、同年2月は41万円、同年3月は44万円、同年4月から同年8月までは38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の所在が不明で確認することはできないが、上記の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記の給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年6月26日から同年7月1日までの期間、同年9月1日から同年11月1日までの期間及び21年3月1日から22年4月1日までの期間については、上記の給与明細書により、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回らないことから、厚生年金特例法に基づく保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

3 申立期間のうち、平成24年9月1日から25年9月20日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると20万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる24年4月から同年6月まで標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における平成24年9月から25年8月までの標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から11年1月1日まで

私のA社での厚生年金保険記録は、60万円の給与をもらっていたにもかかわらず、標準報酬月額記録が低い額となっているので、調査の上、正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額について、当初、59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成11年1月1日）の後の平成11年1月14日付けで、9年4月1日の資格取得時及び同年10月1日の定時決定時の標準報酬月額を取り消し、同年4月1日に遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出された申立期間の一部の給料支払明細書において、当初記録されていた標準報酬月額59万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は、A社の役員ではない上、元同僚は、「申立人は、当該事業所の社会保険の手続等には関与していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る上記の減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正とは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年8月12日は15万円、同年12月16日及び18年8月11日は15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日  
② 平成17年12月16日  
③ 平成18年8月11日

私は、平成16年6月から21年10月までA社に勤務したが、この間、支給された賞与のうち申立期間の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与明細書並びに平成17年及び18年賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成17年8月12日は15万円、同年12月16日及び18年8月11日は15万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間に係る標準賞与額の記録を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成24年3月31日

私は、A社に継続して勤務しているところ、申立期間に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を年金事務所に提出していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA法人における当該期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は24万2,000円、申立期間②は13万2,000円、申立期間③は22万3,000円、申立期間④は13万6,000円、申立期間⑤は15万円、申立期間⑥は14万7,000円、申立期間⑦は25万4,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑧から⑫までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、申立人のA法人における当該期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間⑧は25万5,000円、申立期間⑨は27万6,000円、申立期間⑩は13万4,000円、申立期間⑪は28万円、申立期間⑫は14万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月15日  
② 平成16年6月30日  
③ 平成16年12月15日  
④ 平成17年6月30日  
⑤ 平成17年12月16日  
⑥ 平成19年6月30日  
⑦ 平成19年12月15日  
⑧ 平成20年12月22日  
⑨ 平成22年12月15日  
⑩ 平成23年6月30日  
⑪ 平成23年12月15日  
⑫ 平成24年6月30日

私は、A法人に勤務していた期間中、年2回の賞与を支給され、厚生年金保険料を賞与から控除されていた。しかし、年金記録に反映されていない賞

与があることから、賞与明細書を提出するので、当該記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①から⑦までに係る賞与について、申立人が所持するA法人に係る賞与明細書並びに事業主から提出された源泉徴収簿及び給与台帳により、申立人は、当該期間に同法人から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書等において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は24万2,000円、申立期間②は13万2,000円、申立期間③は22万3,000円、申立期間④は13万6,000円、申立期間⑤は15万円、申立期間⑥は14万7,000円、申立期間⑦は25万4,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間⑧から⑫までに係る賞与について、オンライン記録によると、当該期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされている。

しかし、上記の賞与明細書等により、申立人は、当該期間にA法人から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、厚生年金特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書等において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間⑧は25万5,000円、申立期間⑨は27万6,000円、申立期間⑩は13万4,000円、申立期間⑪は28万円、申立期間⑫は14万円とすることが妥当である。

- 3 なお、事業主が申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）又は年金事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所又は年金事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年2月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、B社の事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間③に係る標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

申立期間④のうち、昭和56年4月30日から同年9月18日までの期間について、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年9月18日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、17万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間④のうち、昭和56年9月18日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における上記訂正後の資格喪失日（昭和56年9月18日）に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月29日から55年2月13日まで  
② 昭和55年12月30日から56年2月1日まで  
③ 昭和56年2月1日から同年4月30日まで  
④ 昭和56年4月30日から同年11月1日まで

私は、昭和52年4月29日から56年12月11日まで、A社及び関連会社

に継続勤務しており、厚生年金保険の被保険者期間に欠落は無く、給与は入社して退職するまで24万円くらい支給されていたと思うので、調査の上、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社及びB社の複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間②において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA社からB社に異動となった記録が認められる元同僚は、「A社とB社は関連事業所であり、仕事の内容に変わりはなく、厚生年金保険料も給与から継続して控除されていた。」と供述しているとともに、当該元同僚から提出された昭和55年12月の給与明細書によると、当該元同僚は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年2月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の55年11月の記録から、15万円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によると、A社は、昭和55年12月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②において適用事業所であった記録は確認できないものの、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、52年7月22日に設立された法人であり、複数の元同僚は、「社名が変わっても、仕事は通常どおりで、給与も変わらず支給され、厚生年金保険料が控除されていた。」と供述していることから、同社は、申立期間②において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間②において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初17万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和56年4月30日）の後の昭和56年9月18日付けで、同年2月1日に遡って標準報酬月額が7万2,000円に減額訂正されている上、複数の元同僚についても、申立人と同様に標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、申立期間③の標準報酬月額に係る有効

な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額  
は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 17 万円に訂正することが必要で  
ある。

申立期間④のうち、昭和 56 年 4 月 30 日から同年 9 月 18 日までの期間につ  
いて、雇用保険の加入記録により、申立人は、B 社に継続して勤務していたこ  
とが認められるが、社会保険事務所の記録では、同年 4 月 30 日に厚生年金保  
険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、B 社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被  
保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日  
(昭和 56 年 4 月 30 日)の後の昭和 56 年 9 月 18 日付けで、遡って同年 4 月  
30 日に訂正されている上、複数の元同僚についても申立人と同様に資格喪失  
日が遡って訂正されていることが確認できる。

また、B 社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、適用事業所でなくなっ  
た日以後も法人として存続していたことが確認できる上、同社の複数の元同僚  
が、当該日以後も同社に継続して勤務していた旨供述しており、同社は、当該  
日以後において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満  
たしていたものと認められることから、社会保険事務所が、昭和 56 年 4 月 30  
日付けで、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たら  
ない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 56 年 4 月 30 日に厚生  
年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪  
失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失  
日は、社会保険事務所が申立人の資格喪失処理を行った同年 9 月 18 日である  
と認められる。

また、昭和 56 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、上記訂  
正後における同年 3 月の社会保険事務所の記録から、17 万円とすることが妥  
当である。

申立期間④のうち、昭和 56 年 9 月 18 日から同年 11 月 1 日までの期間につ  
いて、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間において B 社に継続し  
て勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同様に B 社において、当該期間における厚生年金保険の被保  
険者記録が欠落している複数の元同僚は、「B 社から C 社に社名が変わっただ  
けで、当該期間において社員は同じ条件で雇用され、給与から厚生年金保険料  
が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において厚生年金保険料  
を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の  
B 社における上記訂正後の資格喪失日(昭和 56 年 9 月 18 日)に係る記録を昭  
和 56 年 11 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、上記訂正後  
における同年 8 月の社会保険事務所の記録から、17 万円とすることが妥当で

ある。

一方、適用事業所名簿及びB社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和56年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間に適用事業所であった記録は確認できないものの、上記の複数の元同僚の供述から、同社は、当該期間においても適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人は、A社の元同僚から提出された社員カード早見一覧表及び銀行への口座振込依頼書（昭和53年12月25日に賞与を支給）により、申立期間①において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の元同僚は、時期は不明だが、同社から、社会保険には加入しないという話があり、国民年金に加入するように指示があったと供述しているところ、申立人は、申立期間①のうち、昭和54年4月から55年1月まで、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①について厚生年金保険料の控除を確認できる資料を所持していない上、A社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主は所在が判明しないため、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の26万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成15年12月1日から16年9月1日までの期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、15年12月及び16年1月は28万円、同年2月から同年6月までは30万円、同年7月は28万円、同年8月は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年11月1日から16年9月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額記録が国と厚生年金基金の間で相違しており、退職時の給与から、厚生年金保険料を控除されているので、申立期間の標準報酬月額記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初26万円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成26年11月21日に26万円から30万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（30万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（26万円）となっている。

しかしながら、A社から提出された申立人に係る賃金台帳並びに平成15年

分及び16年分所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間のうち、15年12月から16年8月までの期間に係る標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年12月1日から16年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記の賃金台帳等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、15年12月及び16年1月は28万円、同年2月から同年6月までは30万円、同年7月は28万円、同年8月は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間における標準報酬月額の届出を失念したとして、申立人の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該届出を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成15年11月については、上記の賃金台帳等において確認できる報酬月額又は保険料控除額が、オンライン記録の標準報酬月額（26万円）と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

私は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間に欠落は無いはずである。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された同僚対象者リスト及び同社における申立期間当時の社会保険事務担当者の供述により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日について、誤って届け出たとしている上、上記の社会保険事務担当者は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たが、申立期間の厚生年金保険料は控除したと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社は、昭和49年3月31日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できるところ、同日に同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失している社員8人が、同年4月1日にB社において被保険者資格を取得しており、申立期間において当該8人が同社に勤務していたこと

が確認できることから、同社は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年2月の事業所別被保険者名簿の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し昭和49年3月31日と誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月8日は2万5,000円、同年12月10日は2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月8日  
② 平成17年12月10日

私がA社に勤務した期間において平成17年夏季賞与及び同年冬季賞与が支給されたが、私の年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B市から提出された申立人に係る平成18年度所得課税証明書(17年分所得分)により、申立人の同年における社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

また、A社における複数の元同僚が所持する申立期間の賞与明細書において、いずれも当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記所得課税証明書において推認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年7月8日は2万5,000円、同年12月10日は2万円4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月5日は13万5,000円、同年12月20日は12万円、16年7月8日は6万円、同年12月4日は6万4,000円、17年7月8日は3万円、同年12月10日は2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月5日  
② 平成15年12月20日  
③ 平成16年7月8日  
④ 平成16年12月4日  
⑤ 平成17年7月8日  
⑥ 平成17年12月10日

私がA社に勤務した期間において平成15年夏季賞与、同年冬季賞与、16年夏季賞与、同年冬季賞与、17年夏季賞与及び同年冬季賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているが、私の年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書により、申立人は、申立期間においてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の

賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年7月5日は13万5,000円、同年12月20日は12万円、16年7月8日は6万円、同年12月4日は6万4,000円、17年7月8日は3万円、同年12月10日は2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月5日は3万円、同年12月20日は2万円、16年7月8日は1万円、同年12月4日及び17年7月8日は1万5,000円、同年12月10日は4万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月5日  
② 平成15年12月20日  
③ 平成16年7月8日  
④ 平成16年12月4日  
⑤ 平成17年7月8日  
⑥ 平成17年12月10日

私がA社に勤務した期間において平成15年夏季賞与、同年冬季賞与、16年夏季賞与、同年冬季賞与、17年夏季賞与及び同年冬季賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているが、私の年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書により、申立人は、申立期間においてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の

賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 7 月 5 日は 3 万円、同年 12 月 20 日は 2 万円、16 年 7 月 8 日は 1 万円、同年 12 月 4 日及び 17 年 7 月 8 日は 1 万 5,000 円、同年 12 月 10 日は 4 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月5日は34万5,000円、同年12月20日は31万円、16年7月8日は16万円、同年12月4日は18万1,000円、17年7月8日は21万5,000円、同年12月10日は35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月5日  
② 平成15年12月20日  
③ 平成16年7月8日  
④ 平成16年12月4日  
⑤ 平成17年7月8日  
⑥ 平成17年12月10日

私がA社に勤務した期間において平成15年夏季賞与、同年冬季賞与、16年夏季賞与、同年冬季賞与、17年夏季賞与及び同年冬季賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているが、私の年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書により、申立人は、申立期間においてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の

賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年7月5日は34万5,000円、同年12月20日は31万円、16年7月8日は16万円、同年12月4日は18万1,000円、17年7月8日は21万5,000円、同年12月10日は35万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



関東千葉国民年金 事案 4692 (事案 3683、4047、4319、4505 及び 4614 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から63年6月までの期間、平成2年6月、3年7月から同年10月までの期間及び5年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年7月から63年6月まで  
② 平成2年6月  
③ 平成3年7月から同年10月まで  
④ 平成5年1月

私は、平成2年6月頃にA市役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、その際、窓口の職員から過去の国民年金保険料を遡って納付できることを聞き、昭和61年7月からの2年分を納付した。また、それ以降の保険料も共済組合又は厚生年金保険からの切替手続を行い、納付しているはずであり、申立期間の保険料の納付を認めないとする前回までの審議結果に納得できないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の記号「\*」は、C社会保険事務所(当時)が平成4年12月から同社会保険事務所管内の市町村に払い出していた記号であり、申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張する2年6月時点において、同社会保険事務所が払い出していた記号は「\*」であることから、申立人が同年6月に国民年金の加入手続を行ったとは考え難いこと、ii) 申立人の手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、同社会保険事務所から7年1月9日にA市へ払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の加入手続は同年4月頃に行われたと推認でき、加入時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができないこと、iii) オンライン

ンシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由に、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）及び当委員会の決定に基づき、23年7月13日、同年12月28日、24年7月25日、25年8月28日及び26年5月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回までの審議結果に納得できないとして、「私が昭和61年7月から63年6月までの国民年金保険料を納付したことを知っている人に確認してほしい。」と再申立てを行っているため、当時の納付状況について確認したものの、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな情報を得られなかった。

このほか、年金記録確認千葉地方第三者委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年2月から58年3月まで

私は、20歳になった昭和49年\*月から国民年金保険料を納付していたが、52年に結婚し56年に離婚したことにより、保険料を納めることが困難になり、その後、保険料免除の申請を行ったことを覚えている。保険料を納めていたからこそ免除申請を行ったものであり、免除期間の前の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和49年\*月から国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、57年2月に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年7月頃に加入手続を行ったと推定できることから、申立人の主張と相違する。

また、当該国民年金の加入手続時点では、昭和55年3月以前の国民年金保険料は、時効により、制度上、納付できない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月、60年3月、同年4月、同年6月、同年7月及び同年11月から61年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和59年1月  
② 昭和60年3月及び同年4月  
③ 昭和60年6月及び同年7月  
④ 昭和60年11月から61年4月まで

私の申立期間に係る国民年金の加入手続は父が行い、国民年金保険料の納付についても、父が納付組織を通じて納付してくれていたと思うので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成元年2月6日に社会保険事務所（当時）からA町（現在は、B市）にまとめて払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人は、オンライン記録の国民年金の被保険者資格取得処理日により、同年3月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認できること、及び申立人が所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が同年3月1日と記載されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果からは、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①から④までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4695 (事案 3235、3661、4124、4317、4447、4508、4602  
及び 4651 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から14年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から14年1月まで

私は、社会保険事務所(当時)から申立期間の国民年金保険料の納付を電話で促され、私の母が未納となっていた全ての期間の保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料の納付を認めないとするこれまでの審議結果に納得できない。このため、前回独自に解決策を提案したにもかかわらずきちんとした回答をもらっていないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人及びその母は、国民年金保険料をまとめて納付したのは1回だけであると申述しているところ、オンライン記録によると、申立期間直前の平成10年10月から12年3月までの保険料(合計金額23万9,400円)を同年8月25日に一括して過年度納付したことが確認できることから、申立人及びその母の一括納付に関する記憶は、当該期間に関するものである可能性が考えられること、ii) オンライン記録によると、申立期間直後の14年2月及び同年3月の保険料を16年3月22日に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないこと、iii) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情が見当たらないことなどを理由に、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、23年2月2日、同年7月6日、24年2月29日、同年7月25日及び25年2月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前々々回の申立てにおいて、申立人から、申立期間に係る国民年金保険料納付の状況については申立人の弟が記憶しているとする書面が提出されたため、その弟に対し照会したが、申立期間に係る保険料の納付時期を推認できる具体的な回答は得られない上、申立期間の保険料の納付時期、納付と納付の間隔、納付金額及び納付した者等について、改めて申立人及びその母に聴取したが、これまでの決定を変更すべき新たな証言及び周辺事情は得られないこ

となどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成 25 年 9 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、前々回の申立てにおいて、申立人は、その弟が、平成 14 年 1 月頃に申立期間の国民年金保険料を納付したことを母から聞いたとする内容の書面を提出していることから、その弟に対し、母から聞いたとする申立期間の保険料納付の具体的な内容について照会したが、回答内容はこれまで申立人及びその母から聴取した内容とほぼ同様であり、このほかにこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、26 年 4 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、前回の申立てにおいて、申立人は、「当時対応した可能性のある社会保険事務所職員の全てに話を聞くこと、年金事務所の全ての資料をチェックし直すこと。」を求めているが、申立内容からは当時対応した職員を特定することはできず、聞き取り調査等を行うことができない上、上記申立内容を踏まえて、申立人の母が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする A 年金事務所に、平成 14 年 1 月から 16 年 2 月までの期間に保険料を事務所窓口で収納した際の書類の有無について確認したところ、「当該期間における書類は保存されていない。」と回答している。また、申立人からは申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料及び情報は提出されず、そのほかにこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、26 年 9 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「前回独自に解決策を提案したことに対し、きちんとした回答を求める。」と申し立てているが、これについては前回通知したとおりである。

また、申立人は、「そちらから何か聞かれれば、記憶をたどって話ができる。」と主張しているが、本申立てに当たって申立人からは申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報は提出されていない上、申立期間の保険料の納付状況については、これまでの申立てにおいて、申立人並びに保険料を納付したとするその母及びその弟に確認しており、その回答等を踏まえて、申立期間に係る年金記録の訂正は必要でないと判断しているところである。

このほか、年金記録確認千葉地方第三者委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から 18 年 10 月 1 日まで  
私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、平成 13 年 6 月、同年 9 月から同年 12 月までの期間、14 年 8 月及び 16 年 6 月について、申立人が所持する当該期間に係る給与明細書により、申立人は、当該期間において、事業主が届け出ている標準報酬月額（15 万円）に見合う報酬月額を上回る給与（総支給額）を支給されていたことが確認できる。

しかしながら、上記の給与明細書及びB市から提出された申立人の平成 13 年度から 19 年度までに係る市民税・県民税賦課資料（平成 12 年から 18 年までの所得分）によると、申立人は、当該期間において事業主が届け出ている標準報酬月額（15 万円）に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

3 申立期間のうち、平成12年4月から13年5月までの期間、同年7月、同年8月、14年1月から同年7月までの期間、同年9月から16年5月までの期間及び同年7月から18年9月までの期間について、申立人は、当該期間に係る給与明細書を所持していないものの、銀行取引明細書により、当該期間において、事業主が届け出ている標準報酬月額（15万円）に見合う報酬月額を上回る給与（総支給額）がA社から申立人に振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、上記のB市から提出された資料によると、申立人は、当該期間において事業主が届け出ている標準報酬月額（15万円）に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

また、A社は、平成24年2月9日付けで破産手続が終結しており、当時の事業主も既に他界していることから、申立人の厚生年金保険料控除に係る資料等を確認することができない。

4 このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成元年 10 月 23 日から 3 年 3 月末日まで A 社に正社員として勤務し、継続して同年 4 月 1 日から 14 年 1 月末日まで同じ系列の B 法人（現在は、C 法人）に勤務していた。しかし、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、元同僚の供述により、申立期間に A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が所持する A 社に係る給与支払明細書によると、同社における厚生年金保険料の控除は翌月控除であるところ、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者期間に係る 17 月分が控除されており、申立期間に係る平成 3 年 3 月の保険料が事業主により給与から控除されていることを確認することができない。

また、A 社の事業主は、申立期間当時の書類が無いため、厚生年金保険料の控除については不明と回答していることから、申立人の申立期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていることを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から平成 9 年 10 月 1 日まで

私は、A社に昭和 51 年 4 月から平成 22 年 1 月まで勤務していたが、申立期間に係る標準報酬月額は、支給されていた給与に比べて低額であるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において支給されていた給与に比べて、年金記録の標準報酬月額が低額である。」と主張している。

しかしながら、A社の事業主は、「申立人の申立期間に係る標準報酬月額に関する届出、申立人の賃金台帳等は、既に廃棄処分したため、申立人の給与及び厚生年金保険料の控除については不明。」と回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、昭和 51 年 4 月の被保険者資格取得時から昭和 60 年度の定時決定までに係る申立人の標準報酬月額の記録はオンライン記録と一致していることが確認できる上、オンラインシステム実施後における 61 年度以降の定時決定に係る標準報酬月額の記録においても、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

さらに、オンラインシステムにより、A社において申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立期間中に被保険者であった6人について、その標準報酬月額の推移を確認したところ、申立人と概ね同様に推移していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なっている事情はうかがえない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、A社が加入しているB健康保険組合からの回答により、同組合で保管している平成2年10月以降の申立人に係る標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。